

①対象となる事業主(全コース共通)

※以下のすべてに該当する事業主が対象です。

- 雇用保険適用事業所の事業主でかつ保険料の未納が無いこと
- キャリアアップ管理者を置いていること
- キャリアアップ計画の認定を受けていること
- 労働条件・勤務状況および賃金の支払い状況等の書類を整備し、賃金の算出方法を明らかにすることが出来ること
- 支給申請時点ですべての支給要件を満たしていること

②いずれかに該当する事業主は対象外となります(全コース共通)

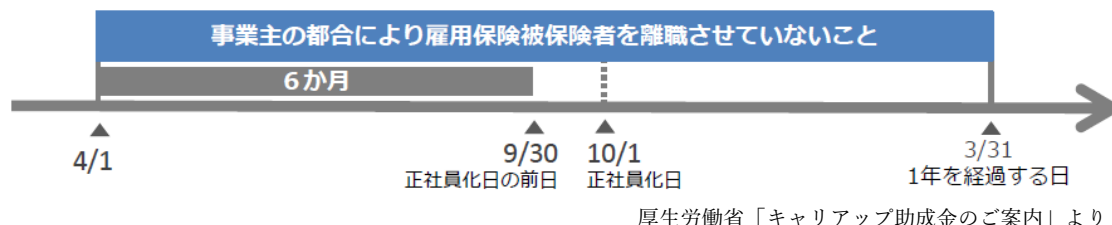
- 支給申請日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店経営を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れがある団体等に属している事業主
- 倒産している事業主
- 雇用保険適用事業所でない事業所の事業主

③(正社員化コースの)対象となる事業主

※以下のすべてに該当する事業主が対象です。

- 有期雇用労働者等を正社員に転換する制度の規定を就業規則等に文書化していて、実際に正社員化していること
- 正社員化後6ヶ月(または1年)以上雇用し、賃金を支給したこと
- 正社員化後6ヶ月間の賃金が正社員化前の6ヶ月より3%以上増額させていること
- 正社員化6ヶ月前から1年を経過するまでの間に、雇用保険被保険者を解雇や事業主の都合により離職させていないこと

例：正社員化日が10/1の場合



- 対象となる労働者本人の同意に基づく転換であること
- 正社員化後、対象となる労働者を雇用保険に加入させていること。また、社会保険適用事業所の場合、社会保険に加入させていること。

④(正社員化コースの)対象となる労働者

※以下のすべてに該当する労働者が対象です。

- 有期雇用労働者
- 正社員化を前提で雇用された有期雇用労働者でないこと(試用期間の場合はご相談下さい)
- 過去3年以内、当該事業所やその関連会社に雇用されたりなどの関係に無いこと
- 事業主等の3等親以内の親族以外の者であること
- 支給申請日に離職していない者であること
- 支給申請日時点で、正社員以外への転換が予定されていない者であること
- 正社員化から定年までの期間が1年以上である者
- 当該事業所または関連会社で定年を迎えた者でないこと

⑤正社員の定義と対象となる労働者要件

【正社員の定義】

- 正社員用の就業規則が適用されている。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されていること

【対象となる労働者要件】

- 賃金の額または計算方法が「正社員以外の雇用区分の就業規則等」の適用を6ヶ月以上受けて雇用されている有期雇用労働者であること